



日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

2023年度版

わたしたちの神奈川だから



第2ブロック支部総合訓練での
避難所巡回診療の様子(秦野市)

赤十字活動資金にご協力をお願いします。

皆さまのご支援を安心に

日頃から赤十字に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など、地域に根ざした活動を行っております。

そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を行うなど、地域と密接なかわりがあります。

どんな状況であっても、日本赤十字社の使命は変わりません。地域の皆さまのいのちと健康・尊厳を守る活動をこれからも続けてまいります。

2022年度の 活動の一例を ご紹介します



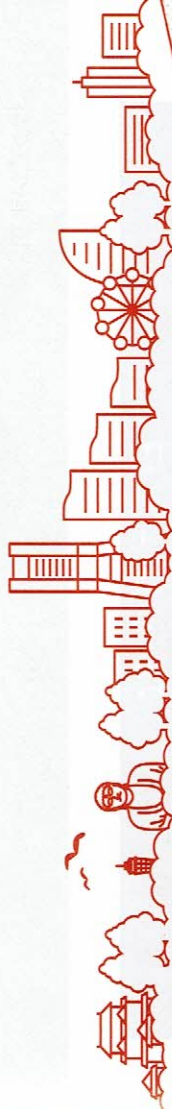
近隣支部と合同で 災害救護訓練を実施

大地震を想定し、広域的な支援体制と他機関との連携を確認。秦野市内の避難所で巡回診療とアセスメントを行いました。

つなげたい

CONTENTS

INTRODUCTION	2	税制上の優遇措置	14
日本赤十字社の使命	4	表彰制度	15
事業紹介	6	市区町村の担当窓口一覧	16
事業予算／決算報告	11	県内施設一覧	18
会費(活動資金)のご協力方法	12	Q&A	19



「ウクライナ人道危機 写真展」を開催

激化する紛争による避難民を支援するための救護金の役立て方を報告し、日頃からの支援に対し感謝を伝えました。



県内各地域で 救急法等講習を開催

資材貸出とともに、指導員を派遣し救急法等講習を各地域で開催。箱根町では“やさしい日本語”で外国籍住民向けにも心肺蘇生講習を行いました。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

今からおおよそ160年前

スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目のあたりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。

現在、赤十字はそのネットワークを192の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、医療・保健、社会福祉、青少年育成などの幅広い活動を行っています。

日本赤十字社



日本赤十字社の誕生

1877年の西南戦争では、多くの兵士が傷つき戦野に倒れました。

このとき元老院議員であった佐野常民はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。



日本赤十字社 神奈川県支部の誕生

1887年に「日本赤十字社神奈川県支部」として神奈川県庁内に開設されました。

災害救護活動をはじめ、医療活動、救急法の普及、献血、ボランティア活動の推進などの地域に根ざした活動を展開しています。

アンリー・デュナンの呼びかけによって始まった赤十字は、7つの原則に基づいて行動しています。



アンリー・デュナン

わたしたちの 基本原則

人道

世界性

公平

単一

中立

奉仕

独立

国際的な赤十字組織

赤十字国際委員会

ICRC: International Committee of the Red Cross

武力紛争時に犠牲者を保護するために、中立的な立場で活動することを認められている機関であり、戦時救護を目的として1863年に設立された最初の赤十字機関です。

国際赤十字・赤新月社連盟

IFRC: International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

1919年に設立された各国の赤十字・赤新月社の連合体である国際機関です。主に災害救護や防災活動、保健衛生事業などの総合調整を行っています。



災害救護事業

いつ起こるか
分からない
災害に備えて
できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救護物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を15班編成し、5つの倉庫(横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町)に次の救護物資を備蓄しています。

救護物資の例

毛布

保管や配送を考慮して真空パックで圧縮しています。



安眠セット

マットレス・空気枕・アイマスクなどが収納されています。



緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスクやウエットティッシュ等の衛生用品などが収納されています。



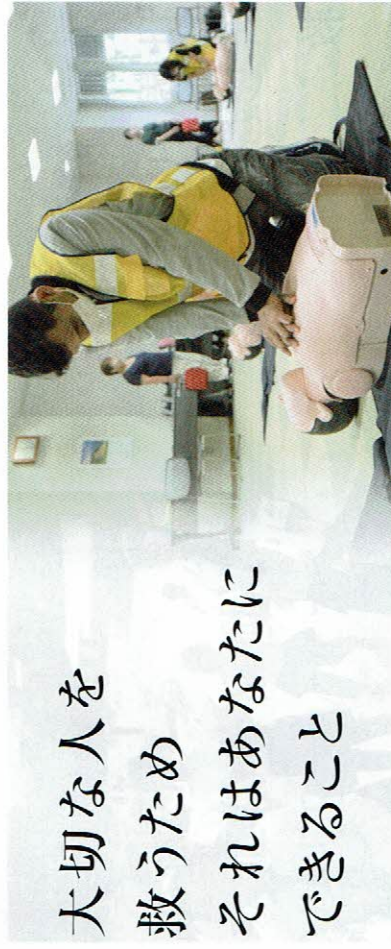
援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルなどの身の回りの品を収納し、県内各市区町村の窓口に配備しています。火災・風水害などの際に配布します。



救急法等の講習

大切な人を
救うため
それはあなたに
できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

2021年度講習開催実績

救急法	救命手当や応急手当の知識・技術を学びます。	開催回数	参加人数
水上安全法	水難事故防止、おぼれた人の救助の方法について学びます。	339回	8,362人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法について学びます。	15回	357人
健康生活支援講習	高齢者を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などについて学びます。	37回	846人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかりやすい病気の対処方法について学びます。	74回	1,082人

合計465回 10,647人



血液事業

安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体等と協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、8カ所の献血ルームと12台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。



国際活動



災害・紛争・病気…… 世界中で 苦しむ人を 救うために



192の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。神奈川県支部では、気候変動等レジリエンス強化事業（ルワンダ）、保健医療支援事業（バングラデシュ）、救急法普及支援事業（ラオス）などに取り組みました。

社会福祉事業



社会的支援を必要とする人のために

さまざまな事情により家庭で生活できない子ども、介護が必要な高齢者、障がいを持ち社会的な支援を必要とする方々が、安心して生活を送れるよう、全国で28の社会福祉施設を運営しています。神奈川県内では、視覚障がい者のための総合的な福祉施設である「神奈川県ライトセンター」を運営しています。



白杖での歩行訓練

※神奈川県ライトセンター：神奈川県指定管理者として運営しています。

赤十字ボランティア



赤十字の 使命とする 人道的な活動を 実践しています



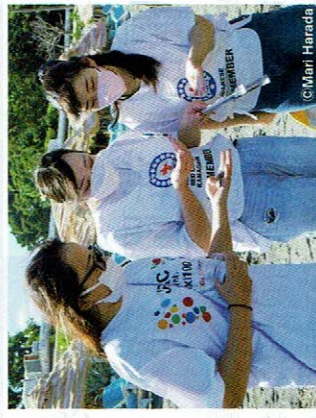
1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから70余年、今では93団、約2万人の奉仕団員が活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

青少年赤十字



子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、さまざまな活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。



医療事業

皆さまに 信頼される 病院の運営を 目指して

全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなと・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院・横浜市の指定管理者として運営しています。
※相模原赤十字病院・相模原市内の診療所(青野原・千木良・藤野)を相模原市の指定管理者として運営しています。



横浜市立みなと赤十字病院



秦野赤十字病院



相模原赤十字病院



看護師の養成

災害救護や国際救援など 幅広く活躍できる看護師を育成

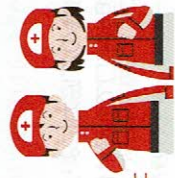
県内赤十字病院において必要な看護師を確保するための奨学金貸与制度を運用するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師を育成するための研修や訓練に力を入れています。

赤十字活動資金の使い道

2021年度決算報告

決算合計

1,150,977,610円



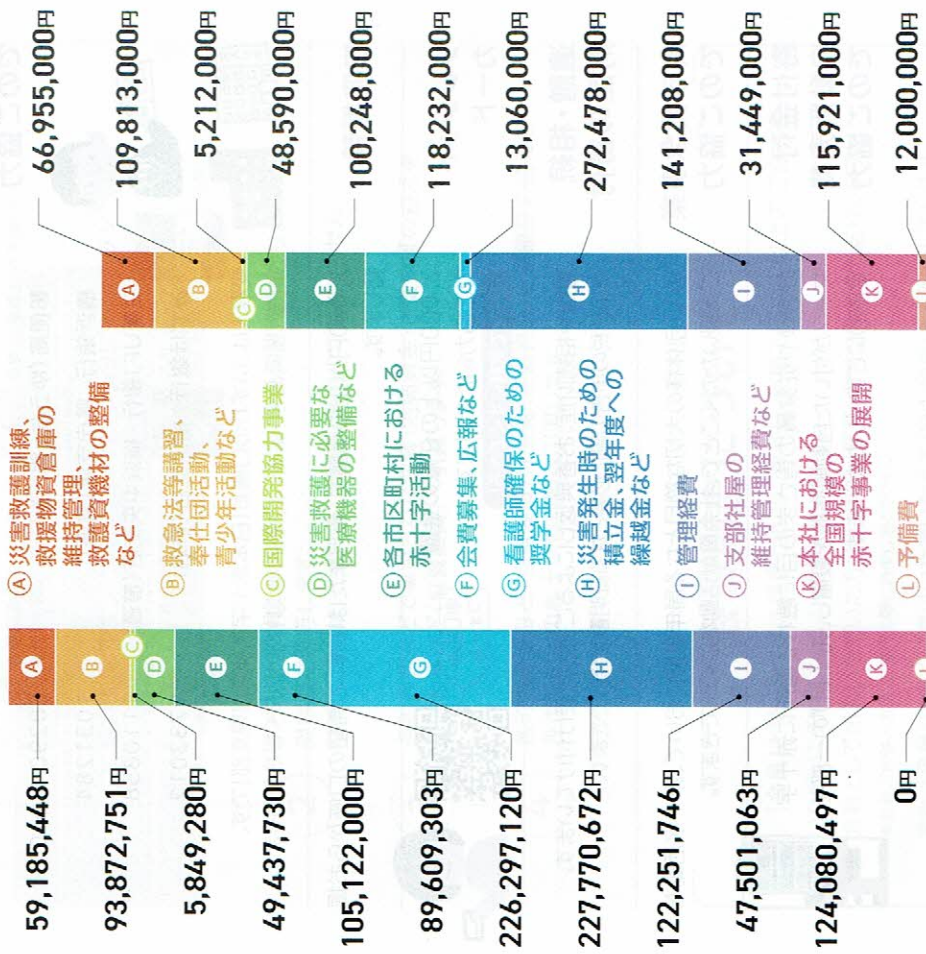
様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました

2023年度事業予算

予算合計

1,035,166,000円

皆さまからお寄せいただいた活動資金で
次の事業を予定しています



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。
※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

会費（活動資金）のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

地域での ご協力

町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

郵便局・銀行 でのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。

郵便局（ゆうちょ銀行）	00290-8-20001
横浜銀行 県庁支店（普通）	1031284
三菱UFJ銀行 横浜中央支店（普通）	1110858
みずほ銀行 横浜支店（普通）	1733012

受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

口座振替

2,000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振替します。

クレジットカード



2,000円以上の任意の金額でのご協力いただけます。
Webで気軽にすぐできる!

遺贈・相続 財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。
※相続税の申告の際に必要な証明書を発行できます。

周年記念事業 でのご協力

法人・団体様の大切な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

寄付金付 自動販売機 でのご協力



お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を定期的に寄付いたします。

日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。ご要望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

募集方法について

（あくまでも一例です）

町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費（活動資金）のご寄付をお願いします。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村の赤十字担当窓口（16、17ページ）でも受け付けています。

1 委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを 持ち、各ご家庭を訪問します。

委嘱状
会費（活動資金）募集の業務をお願いしている証。

受領証（10枚つづり）
会費（活動資金）を受領した際に発行します。

協力会員門標
寄付者の皆さまにお渡します。

パンフレット
この冊子です。

チラシ
配布、または回収します。

2 チラシなどで趣旨を説明し、会費（活動資金）を預かり、 受領証を発行します。

なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。

3 各町内会などで集められた会費（活動資金）と受領証の控えを 町内会長など（協賛委員）へ引渡します。

各町内会長など（協賛委員）は会費（活動資金）と受領証の控えを各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

4

会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2,000円以上のご協力をいただいた方（個人・法人・団体）のことです。

会員として加入いただいた方*には年2回程度、会員誌などをお送りします。

*会員ご希望の方は、ご寄付の際にお申し出ください。

また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」とお呼びしています。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

優遇措置の名称等	寄付の内容	優遇措置の内容
特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
住民税にかかる寄付金控除 (募集期間 4月～翌年3月)*	日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定をうけた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。
相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川県支部に指定することができます。
指定寄付金 (募集期間 4月～9月)*	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。
特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

※住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、**募集限度額**の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、**居住地**の**日本赤十字社都道府県支部へ**のご寄付に限られます。

表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

社長
感謝状



有功章(個人)



有功章(個人)



有功章記(個人)

会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

金色
有功章

銀色
有功章

会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

特別
社員章

会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

国からの表彰

厚生労働大臣
感謝状

会費(活動資金)として4月～翌年3月(同一年度内)に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め分納(期間の制限なし)の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

市区町村の赤十字担当窓口

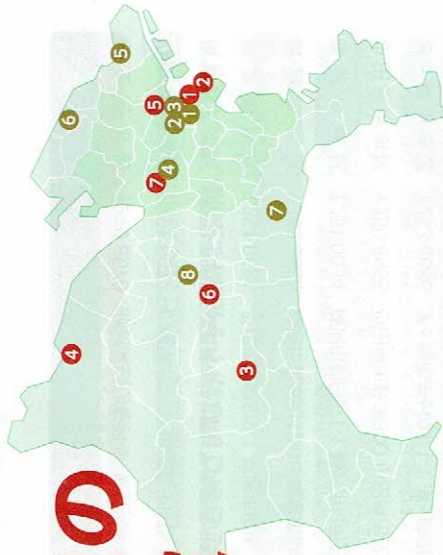
神奈川県内の各市役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざしたさまざまな赤十字活動を展開しています。

名称	所在地	電話番号
横浜市区本部	横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課	045-671-4044
鶴見区地区	横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルテ鶴見2階 鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区地区	横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友 神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区地区	横浜市西区高島2-7-1 ファーストブレイズ横浜3階 西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区地区	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区地区	横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区地区	横浜市港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ヶ谷区地区	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3階 保土ヶ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区地区	横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区地区	横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区地区	横浜市金沢区泥亀1-21-5 金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区地区	横浜市港北区大戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区地区	横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニービル1階 緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区地区	横浜市青葉区中村町169-22 青葉区福祉活動拠点ふれあい 青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区地区	横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区地区	横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区地区	横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区地区	横浜市泉区和泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区地区	横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまふれあい館2階 瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市地区本部	川崎市川崎区宮本町11 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域ケア推進課	044-200-2628
川崎区地区	川崎市川崎区東田町8 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-201-3228
川崎区地区大師分区	川崎市川崎区東門前2-1-1 川崎区役所 大師地区健康福祉ステーション 保健課	044-271-0148
川崎区地区田島分区	川崎市川崎区菅野通2-3-7 川崎区役所 田島地区健康福祉ステーション 保健課	044-322-1981
幸区地区	川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-556-6643
中原区地区	川崎市中原区川形町3-245 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-744-3252
高津区地区	川崎市高津区下谷2-8-1 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-861-3302
宮前区地区	川崎市宮前区高平2-20-5 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-856-3254
多摩区地区	川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-935-3285

名称	所在地	電話番号
麻生区地区	川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-965-5156
相模原市区本部	相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課	042-851-3170
横須賀市地区	横須賀市小川町11 横須賀市役所 地域コミュニケーション支援課	046-822-8220
平塚市地区	平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課	0463-21-9862
鎌倉市地区	鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課	0467-61-3958
藤沢市地区	藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市地区	小田原市致理300 小田原市役所 福祉政策課	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市役所 福祉政策課	0467-82-1111
逗子市地区	逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課	046-873-1111
三浦市地区	三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課	046-882-1111
秦野市地区	秦野市役町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚木市地区	厚木市中町3-16-1 厚木市役所第2庁舎1階西側 福祉総務課	046-225-2200
大和市地区	大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター5階 健康福祉総務課	046-260-5604
伊勢原市地区	伊勢原市田中348 伊勢原市役所 福祉総務課	0463-94-4718
海老名市地区	海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課	046-235-4820
座間市地区	座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課	046-252-8247
南足柄市地区	南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課	0465-73-8022
綾瀬市地区	綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課	0467-70-5613
葉山町分区	三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課	046-876-1111
寒川町分区	高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課	0467-74-1111
大磯町分区	中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課	0463-61-4100
二宮町分区	中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保健課	0463-75-9289
中井町分区	足柄上郡中井町比奈窪104-1 中井町役場 健康課	0465-81-5546
大井町分区	足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課	0465-83-8012
松田町分区	足柄上郡松田町松田郷2037 松田町役場 子育て健康課	0465-84-5544
山北町分区	足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課	0465-75-3644
開成町分区	足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 子育て健康課	0465-84-0327
箱根町分区	足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課	0460-85-7790
真鶴町分区	足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 福祉課	0465-68-1131
湯河原町分区	足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課	0465-63-2111
愛川町分区	愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課	046-285-6928
清川村分区	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 保健福祉課	046-288-3861

神奈川県内の 赤十字施設

- 赤十字施設
- 献血ルーム



- 1 日本赤十字社神奈川県支部**
〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123
- 2 横浜市立みなと赤十字病院**
〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1
TEL 045-628-6100
- 3 秦野赤十字病院**
〒257-0017 秦野市立野台1-1
TEL 0463-81-3721
- 4 相模原赤十字病院**
〒252-0157 相模原市緑区中野256
TEL 042-784-1101
- 5 神奈川県赤十字血液センター**
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町680-7
TEL 045-834-4611
- 6 神奈川県赤十字血液センター・湘南事業所**
〒243-0035 厚木市豊甲1837
- 7 神奈川県ライイトセンター**
〒241-8585 横浜市中区二俣川1-80-2
TEL 045-364-0023
- 8 海老名献血ルーム**
〒243-0438 海老名市めぐみ町3-1
VINA GARDENS PERCH 8階
TEL 046-240-8655
- 1 横浜駅東口クロスポート献血ルーム**
〒220-0011 横浜西区高島2-13-2
横浜駅前共同ビル7階
TEL 045-444-1088
- 2 横浜Leaf献血ルーム**
〒220-0004 横浜西区北幸1-6-1
横浜フアーストビル14階
TEL 045-534-7173
- 3 横浜駅西口献血ルーム**
〒221-0835 横浜市中区御座町2-23-2
TSプラザビル1階
TEL 045-314-7082
- 4 二俣川献血ルーム**
〒241-0815 横浜市中区中尾1-1-2
TEL 045-361-0330
- 5 かわさきルプロン献血ルーム**
〒210-0024 川崎市川崎区日連町1-11
川崎ルプロン9階
TEL 044-245-1857
- 6 みぞのくち献血ルーム**
〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1
ソクアプラザ1、10階
TEL 044-813-0311
- 7 クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム**
〒251-0055 藤沢市南藤沢21-8
大安興業ビル4階
TEL 0466-25-8877



赤十字についてのQ&A

Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 決まりはありません。2,000円以上で寄付いただいた方は会員として登録させていただきます。会員誌などをお送りします。

たとえば…皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。



2,000円で
毛布1枚
災害時、避難所
などでの生活に。



4,000円で
災害物資
県内各市町村に配備し、
火災・風水害などの被害に
あつた方にお届けします。



5,000円で
緊急セット
1セット4人分
避難所生活時に必要とな
る物が収納されています。

Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で
行うのですか？

A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行う
ており、災害時には、自治体や地域住民の方々や協力して救護活動を展開する
など、地域と密接なかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町
内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資
金)」の募集にご協力をいただいています。

Q. 会費(活動資金)と義援金、救済金の違いはなんですか？

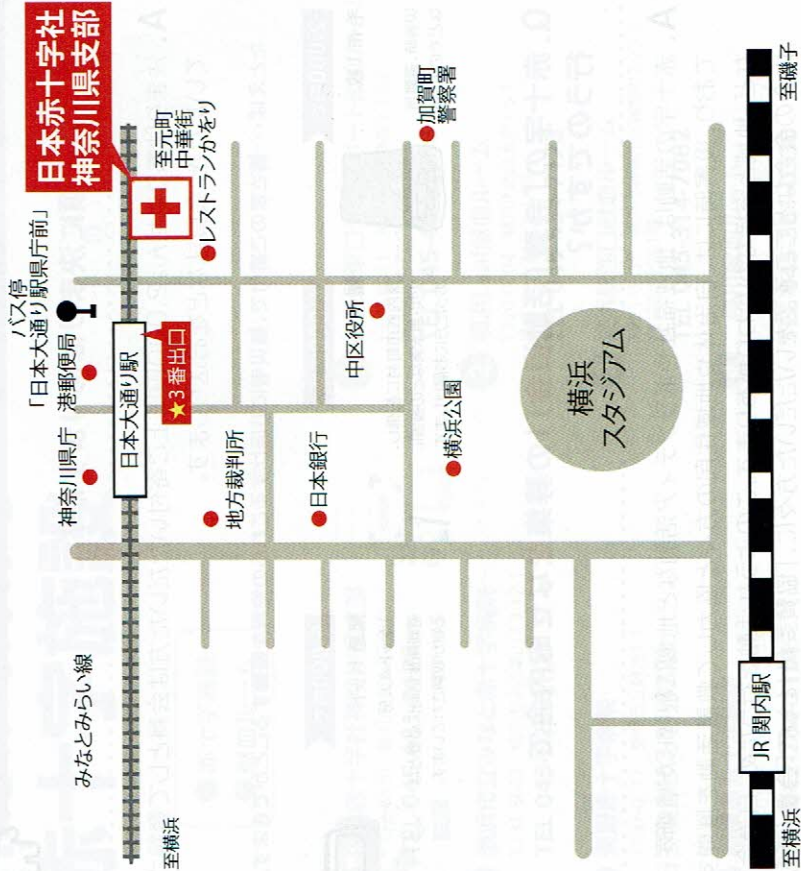
A. 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々
な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員
会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けら
れます。また、「救済金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、
赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部振興課 TEL 045-681-2123(代表)

A30

日本赤十字社 神奈川支部



+ 日本赤十字社 神奈川支部

Japanese Red Cross Society



〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123(代表)









日赤 かながわ